

明治前期米沢における遊興空間の形成と貸座敷の存立

—貸座敷営業と娼妓の身売りを中心として—

加藤 晴 美

- I. はじめに
 - (1) 問題の所在
 - (2) 研究対象地域の概要
- II. 米沢における遊興空間の形成と貸座敷業
 - (1) 遊興空間の統制と貸座敷の動向
 - (2) 貸座敷の分布と経営者の経歴
- III. 貸座敷東楼の経営と遊興
 - (1) 貸座敷東楼の概要
 - (2) 東楼における遊興
- IV. 東楼における芸娼妓の存在形態
 - (1) 東楼の芸娼妓とその経歴
 - (2) 娼妓の身売りと住み替え
- V. おわりに

I. はじめに

(1) 問題の所在

人々の遊興のあり方は非常に多様であり、近代においては商業機能や娯楽施設が集積し多くの人々が集まる「盛り場」や、ギャンブルに関する空間、観光の空間など、遊興のための空間が各地に創出された。遊興に関する空間は大きな経済的利益をもたらし、それゆえに地域社会の中でも重要な意味をもつ。そのなかで遊廊に代表される、売買春をともなう遊興の空間は多くの近代都市に不可欠の存在であった。本稿では遊興空間の中でも売買春をともなう空間を取り上げ、とくに近代公娼制度の下で国家によって公認された売買春

の舞台となった貸座敷に着目する。

売春をともなう遊興空間についての研究は、都市史や法制史、女性史、文学など様々な分野で展開されてきた。これによれば、近代的な公娼制度成立への大きな転換点となったのは、明治5(1872)年に布達されたいわゆる「芸娼妓解放令」である。これはマリア＝ルス号事件を機に海外から遊女や飯盛女の身売り奉公が問題視されたために発令されたものであり、前借金と年季によって縛られていた遊女らを「解放」しようとするものであった¹⁾。

しかしながら実際にはこの解放令によって売春業が廃止されたわけではない。近世的な「遊女屋稼業」は売春を行う場所を提供する「貸座敷業」と、売春を行う「娼妓業」とに分離された。娼妓らは自由意志による労働を建前に、貸座敷業者から場所を借り受けるという形式で売春業に従事することになった。

貸座敷の立地に関しては、都市内の一画に集中させる「集娼」か、特定地域を設けない「散娼」かについての議論を経て、集娼化路線が採用された²⁾。ただし明治前期には、政府は実際の売春業統制を各府県に委任して地域の実態に即した対応をとらせた。その結果、例えば集娼と散娼を転変した兵庫県³⁾や、売春業を完全に撤廃しようとした群馬県のように、遊興空間の存在形態は多様であった。また、幕末期から明治前期には地方遊所の増大と公認化が広く展開したとされる⁴⁾。

キーワード：米沢、遊興空間、貸座敷業、遊客、娼妓

この時期に、それまで非公認であった遊所が公認されるとともに、公認の遊所を持たなかった多くの地方都市においても新たな遊興空間が次々と創出された。

そして明治33(1900)年、娼妓名簿作成の義務付けや違反者への罰則の明確化、健康診断の実施などを明記した「娼妓取締規則」が公布された。これによって売春業に対する統制は統一され、「身体の『国家的な管理』を前提とした、近代的な『公娼』制度」⁵⁾が確立した。

従来地理学では、遊興空間に関しては盛り場研究⁶⁾の中で論じられてきたほか、歴史地理学では、近世盛岡藩における遊廓の変遷を検討した中藤淳⁷⁾や、潮来における花街の景観を復原した前島裕美子⁸⁾、利根川の松岸河岸に成立した遊廓や瀬戸内御手洗における花街の景観を検討した拙稿⁹⁾など、かつて各地に存在した遊廓や花街の景観を復原する試みがなされてきた。

近年、地理学においては加藤政洋¹⁰⁾らによって、新たな視点から近代都市における遊興空間の存在を問い直すとする動向がみられる。加藤は芸妓を中心として飲食店や待合、置屋などが集積する「花街」と、娼妓を中心として貸座敷が集積した「遊廓」とを区別し、それぞれの立地や形態の類型化を試みた。さらにこれらの開発過程に着目し、都市の開発と再編をめぐる政治的・経済的な思惑の中で遊興空間が創出されていくこと、さらにそれが都市の発展を促す要因となったことを指摘した。また、加藤は第二次世界大戦後の復興期において各地で数多く形成された「赤線」や、米軍基地・駐屯地周辺の歓楽街に関わる問題についても検討し、その形成過程と政治的背景や、都市計画との関連を明らかにした¹¹⁾。

遊興空間や売春女性に向けられた「まなざし」を検討する試みも行われている。吉田容子は軍事とジェンダーの関係を明らかにしよ

うとする視点から、第二次世界大戦後の奈良において歓楽街の存在が地域の良好なイメージを破壊すると捉えられ、その移転や廃止を求める運動につながったことを示した¹²⁾。神田孝治は日本統治期の台湾における遊興空間の形成過程を検討し、そこにナショナリズムに基づいて喚起される心象地理が反映されていたことを明らかにした¹³⁾。

これらの研究は遊興空間の形成と変遷を、空間をめぐるポリティクスという観点から分析することに主眼が置かれている。そのため売春の場となった貸座敷の営業形態や、その経営者や芸娼妓など、遊興空間で生活し労働する人々の生活像を明らかにした成果は少ない。また明治中後期以降や、第二次世界大戦後の混乱期・復興期に成立した遊興空間を対象とした研究が多い。そのため近代公娼制度確立への途上にあり、各地に新たな遊興空間が多数創出された明治前期の状況については十分に検討されていない。

一方、歴史学分野では近年、都市社会を構成する要素の一つとして遊興空間を位置づける立場からの研究が進展し、江戸吉原遊廓や大坂の新地開発を題材とした塚田孝¹⁴⁾や、近世江戸の遊廓をめぐる社会関係を検討した吉田伸之¹⁵⁾などの成果がみられた。これらは主に近世期を対象としたものであるが、その視角を継承した佐賀朝¹⁶⁾は近代移行期の大阪松嶋遊廓の成立と展開の過程を明らかにした。

これらの研究成果を受け、佐賀朝は今後の遊興空間研究における課題として2つの点を指摘している¹⁷⁾。1点目は遊興空間内部の問題であり、町割や建築物などを含む空間構造や、土地の所有などを検討することである。2点目は遊興空間を「閉ざさない」要素、すなわち地域社会との関わりや複数の遊興空間相互のつながりに関する課題である。具体的には遊興空間の開発と地域社会の関係や、遊興に関連する業種の展開、権力による統制と

それへの対応、貸座敷や娼妓、周旋業者のネットワークなどに関して分析することが重要であると述べている。

遊興空間の存立形態を、それをとりまく地域社会とリンクさせつつ検討し、地域間のネットワークにも着目しようとする視点は、地理学においても有効な分析視角と成り得る。しかしながら、これらの研究は江戸や大坂など、三都の著名な遊廓を対象とするものが多い。近世・近代の日本には三都以外にも数多くの遊興空間が存在しており、これらへの着目も重要であるにも関わらず、地方都市の遊興空間を事例とする研究は十分に蓄積されたとは言い難い。

また、「遊女屋のあり方に注目しながら遊女の存在形態を分析する」¹⁸⁾ ことの重要性も指摘されているが、歴史学においても貸座敷そのものの経営に着目した成果は少なく、貸座敷やこれに抱えられた娼妓の存在形態については十分に明らかにされていない。こうした状況の背景には、これまで貸座敷そのものの経営史料が見いだされることが少なく、主に支配者側の史料に基づいて遊興空間に関する研究が展開されてきたことがあったと思われる。そのため明治前期以降、地域社会が近代的な公娼制度に基づく遊興空間をいかに形成したのかを示すとともに、貸座敷側の史料等によって具体的な貸座敷の存立形態を分析し、近代地方都市における遊興空間を検討する必要がある。

以上の問題を踏まえ、本稿では山形県米沢を事例とし、主に明治初年から明治20(1887)年頃における遊興空間を検討する。とくに売買春の舞台となった貸座敷がどのように存立したのかを、貸座敷経営者の動向や、娼妓の身売りを中心に分析し、明治前期米沢における遊興空間の形成過程とその特質を明らかにしたい。なお、本稿が米沢を事例とした意義については、米沢の歴史地誌を論じつつ次節で詳述する。

(2) 研究対象地域の概要

米沢は米沢盆地の南東部、最上川(松川)等が形成する扇状地の扇頂に位置し、米沢藩上杉家15万石の城下町として発展した。城下には街道が引き込まれ、町人地は主にこれらの街道に沿い、城の東側を中心に設けられた。米沢藩は武士人口が卓越したことで知られ、花沢や山上など城下近郊に原方集落と呼ばれる屯田集落を置き、郷土を居住させた。

明治4(1871)年に米沢藩は廃されて米沢県となり、同年置賜県と改められた。明治9(1876)年には山形県に併合され、三島通庸が県令となった。三島によって米沢-福島間を結ぶ万世大路が建設されたほか、明治15(1882)年に三島が福島県令となってからは会津三方道路の一つ、会津若松と米沢とを結ぶ新道も開削された。明治22(1889)年には旧米沢城下とその近郊町村が合併し、米沢市が成立した。

産業面では明治期以降、士族の多くが従来内職であった機物業を家業とし、絹織物製造が成長した。明治9年以降、従来の俸禄を廃止する代償として士族に金禄公債が支給された。これを元手に「公債織」と称して織物業に参入する士族が増加し、明治10年代前半に特に好況となったとされる¹⁹⁾。

米沢における遊興空間の歴史的な展開を概観すると、近世期には藩によって公認された遊所は置かれなかった。近世後期において城下に飯盛女を抱える飯盛旅籠が存在した可能性が指摘されているものの、遊女や飯盛女に関する記録は少なく、大規模な遊興空間が存在した形跡はみられない²⁰⁾。

米沢で本格的な遊興空間が展開していくのは「芸娼妓解放令」以降である。明治6(1873)年、米沢の市街地において初めて貸座敷免許地が認められ、明治19(1886)年には市街地に散在する貸座敷を集めた、集娼方式の福田遊廓が開設された(図1)。米沢は明治期以降に近代公娼制度の影響を受けて、新たに遊

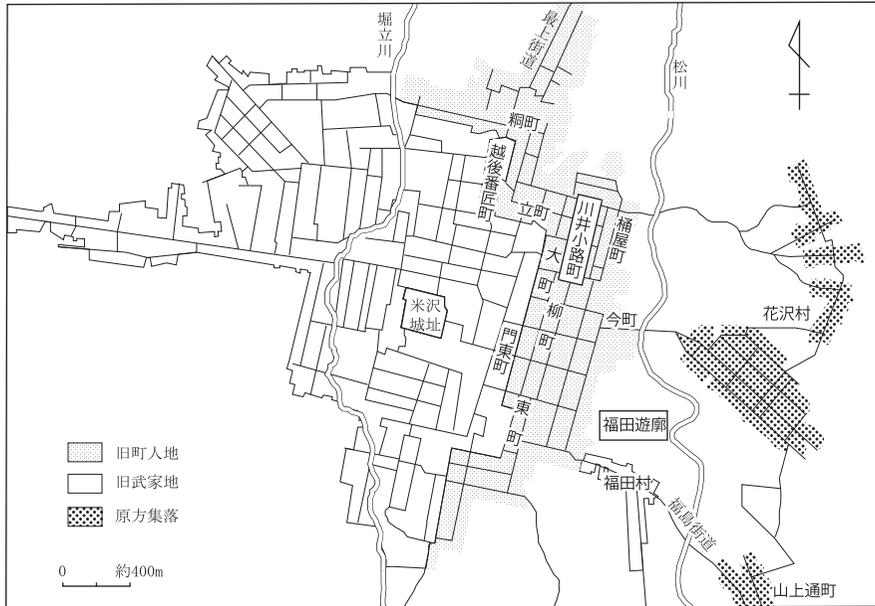


図1 米沢における川井小路町および福田遊廓の位置

明治9年米沢市街全図（米沢市立図書館所蔵「さとのしるべ」所収）をベースマップとして加筆。

興空間を創出した地方都市の一つと位置付けられる。そのため米沢の事例からは、各地で急速に遊興空間が拡大した明治前期に、変革期を迎えた地方都市が貸座敷という新たな業種を導入し、遊興空間を形成していく過程について考察することが可能である。

また前述の通り、これまで貸座敷に関する史料の不足から、近代における貸座敷の存在形態を明らかにすることは困難であった。そうしたなかで、米沢の貸座敷に関しては人間文化研究機構国文学研究資料館が所蔵する「出羽国置賜郡・村山郡諸家文書」に含まれる稲田惣七文書が存在している²⁾。稲田惣七は米沢川井小路町にて明治14（1881）年から明治18（1885）年までの約4年間、貸座敷東^{あずま}楼^{ろう}を経営した。

稲田惣七文書には娼妓の寄留証および営業願、遊客人名簿や経営帳簿、娼妓宛の書簡などが含まれている。一つの貸座敷における営業や遊客の分布、娼妓の身売りと住み替えの

過程、娼妓の家族関係などが具体的に把握できる点で貴重な史料であり、明治前期の地方都市で営業した貸座敷の存立形態を検討することができる。

本稿の構成は以下の通りである。まずⅡにおいて米沢における近代的遊興空間の形成過程を、貸座敷業の展開を中心として考察する。特に米沢市街における貸座敷の立地と経営者の経歴を明らかにし、いかなる人物が貸座敷経営に参入したのかを分析する。これを踏まえ、Ⅲでは貸座敷東楼の概要を示した後、東楼における遊興の状況を検討する。Ⅳでは東楼における娼妓の身売りの過程を、身売りに介在した人物の存在に着目して分析することにより、東楼において娼妓がどのように確保されていたかについて考察する。

Ⅱ. 米沢における遊興空間の形成と貸座敷業

(1) 遊興空間の統制と貸座敷の動向

表1は、置賜県の布達や「米沢新聞」ほか

表1 明治前期の米沢における貸座敷の動向

明治 (年)	西暦 (年)	月	事項
5	1872	4	「米沢大町札之辻掲示」により、「旧藩以来引続キ旅籠屋渡世ノ者ヲ除ノ外芸妓酌人ノ類抱置」くことを禁止 (D)
		10	置賜県「飯盛芸者規則」により、「従来飯盛抱置候旅籠屋改テ貸座敷ト定メ其他願出候トモ不相叶候事」とされる (D)
6	1873	10	置賜県、「貸座敷規則」および「娼妓規則」を布達。米沢では「柳町中」に限って貸座敷渡世を許可 (D) 貸座敷経営者の反対により、移転は延期 (A)
12	1879	1	このころ貸座敷数25軒か (B)
		6	「貸座敷規則」および「娼妓規則」を改正 (D)
13	1880	9	南置賜郡役所新築時の「築礎」に芸娼妓が参加 (A)
		10	山形県令三島通庸の来訪にあたり、貸座敷松川楼で接待 (B)
		12	米沢警察署・興譲校開業に際し、貸座敷連中より「踊屋台」を出す (B) このころより新聞紙上等に「娼妓ノ害」を説く記事がみられる (A)
14	1881	1	米沢貸座敷営業仲間20名、「貸座敷仲間申合書」を作成 (E)
15	1882	5	上杉神社の祭礼に際し、貸座敷連中が「芸娼妓歌舞伎屋台」を出す。貸座敷泉州屋・新富楼などが飾り物を出したり、酒肴のふるまいを行う (B)
17	1884	4	字福田の荒蕪地に新遊廓を建設決定か。貸座敷経営者より移転に関する上申書が提出され、遊廓地内の地所払下げを申請 (F)
19	1886	5	福田遊廓完成。貸座敷8軒が営業 (C)
		9	松川楼が廃業、割烹料理店に転業。会席料理・洋食を提供し繁盛 (B)

((A) 「米沢新聞」、(B) 『新聞・雑誌資料集成—明治の米沢—米沢市史編集資料22』、(C) 『米沢市史近代編 第4巻』、(D) 「置賜県史」(『山形県史史料編』所収)、(E) 37X4-202 「米沢貸座敷営業仲間申合」、(F) 37X4-270 「移転之儀ニ付上申」により作成)

注) 各事項の末尾に付したアルファベットは、上記 (A) ~ (F) の資料のうちどれを出典としたかを示す。

の新聞記事から判明する、明治前期米沢における遊興空間ならびに貸座敷業の展開と、これらへの統制を示したものである。まず明治5(1872)年に「旧藩以来引続キ旅籠屋渡世ノ者」以外は「芸妓酌人ノ類」を抱えることが禁じられた。その後、「芸娼妓解放令」を受けて置賜県による「飯盛芸者規則」が出され、「飯盛芸者」を「現員ノ外新規願並欠ヲ補候モ不相成事」とした。さらに既存の「飯盛旅籠屋」を貸座敷と改称して公認する一方、新規の出願は許可しないとした。

明治6(1873)年には「貸座敷規則」により、湯治場であり、近世期には湯女が置かれた赤湯村や最上川舟運の拠点であった長井村など、県内8ヵ町村に貸座敷渡世の免許地が

定められた。米沢では「柳町中」に限って貸座敷渡世が許された。ただし、それまで柳町以外で営業していた者については明治7(1874)年まで従来での営業が許された。これらの布達等からは、明治初期の米沢では貸座敷および芸娼妓の新規参入の禁止と集娼化が基本的な方針として示されていたことがわかる。

しかしながら、柳町への移転命令に対して貸座敷経営者らは「大ニ悲憂愁歎」し、置賜県権令関義臣が門東町に建設を進めていた置賜県病院へ「寄付金」を出すことにした²²⁾。これによって3年間の移転延期が認められ、その後「無年限」となって集娼化は実施されなかった。明治12(1879)年の「山形新聞」²³⁾

は米沢では「妓楼の繁盛日に盛んに且つ数も増」して25軒の貸座敷があり、その繁盛は「公債」が「天降りシ故」であるとしている。明治初期、置賜県は貸座敷業への新規参入を禁止していたが実際には効力はなく、むしろ貸座敷数が増加していたことがうかがえる。すなわち明治10年代初頭までの米沢では、行政側の意向よりも貸座敷側の利益が優先された状態にあった。

新聞記事等からは地域社会と貸座敷や芸娼妓との関わりもうかがえる。例えば明治13(1880)年、置賜郡役所新築に際しては、その着工の際に芸娼妓が揃いの衣装で参加し「開化の花」と称えられたという²⁴⁾。米沢警察署および興譲校が開業した際には「松川、新都、南部屋等の貸座敷連中」が「踊屋台」を出し、県令をはじめとする官吏らが並ぶ中、両所の門前で踊りを披露した²⁵⁾。上杉神社の祭礼には「芸娼妓歌舞伎屋台」を出して「婦女子俗客」を喜ばせたほか、貸座敷泉州屋や新富楼が川中島合戦を模した飾り物や反射灯を設けたり、門前で酒肴をふるまった²⁶⁾。芸娼妓が賤業として忌避されるのではなく、都市の公式行事や祭礼にも参加し、芸によって華を添える存在として扱われていたことが推測される。

一方、明治13年頃より「市街二雑居ス其害尤甚タシ」など貸座敷が散在することの害を説き、集娼化を求める新聞記事が現れた²⁷⁾。貸座敷の移転先についても議論がなされ、県令・郡長を主体として、今町の北側に開削される「県道新路」の地に「東京ノ如ク貸座敷ノ一廓」を開く案が提示された²⁸⁾。「士族代議士輩」によって南置賜郡役所を桶屋町の裏手に移転する計画が発案された際には、その理由としてこの地に「市街の貸座敷を遷せば日ならずして数百戸の植民を得る」²⁹⁾ことが挙げられている。この時期に都市再編の一環として貸座敷移転が議論されたことがわかる。

明治17(1884)年4月に貸座敷経営者より南置賜郡長宛に貸座敷の移転願い³⁰⁾が出され、新遊廓内の土地払下げを求めていることから、この時期に郡を主体として新たな遊廓の設置が決定されたと推測される。「新廓」と称された福田遊廓は米沢市街地の東端に位置し、市街地と松川との間に広がる荒蕪地を切り開いて開発され、明治19(1886)年に営業が開始された。明治中後期以降、市街地に散在する貸座敷を風紀上の理由から既成市街地の周縁に移転させ遊廓を設置するという経緯は、多くの近代地方都市に共通するものであり³¹⁾、米沢も同様の経緯を辿ることとなった。

表2は、統計上で確認できる最も古い時期である明治14(1881)年から10年間の、米沢における貸座敷数と娼妓数の変化を示したものである。明治12年に25軒あったという貸座敷は明治14年には貸座敷17軒、娼妓87名となっており、貸座敷数の減少が目立つ。その後も明治19年まで貸座敷数、娼妓数ともに減少し続けている。一方、福田遊廓が開設され米沢で初めて集娼化がなされた明治19年以降は貸座敷数・娼妓数ともにほぼ安定しており、福田遊廓の設置が既存の貸座敷に大きな影響を与えたことが推測される。

表2 米沢における貸座敷および娼妓数
(明治14～23年)

明治(年)	西暦(年)	貸座敷(軒)	娼妓(名)
14	1881	17	87
15	1882	16	79
16	1883	15	71
17	1884	12	59
18	1885	10	47
19	1886	7	38
20	1887	7	31
21	1888	7	29
22	1889	7	28
23	1890	7	33

(『山形県統計書』明治18年、明治23年により作成)
注) 37X4-202「貸座敷仲間申合書」(明治14年1月)
では、貸座敷営業者として20名が署名している。

(2) 貸座敷の分布と経営者の経歴

表3は明治13(1880)年頃の米沢における貸座敷の所在と店名、経営者の出身地や経歴などを、確認できる範囲で示したものである。この時期の貸座敷数は20軒前後と推定されるが、所在が判明するものは13軒である。貸座敷は桐町3軒、大町・越後番匠町・立町・東町に各2軒、川井小路町・今町・柳町に各1軒であった。これらは武家地であった越後番匠町を除き、すべて旧町人町に分布している。

このうち最も貸座敷の多い桐町について、『桐町史』³²⁾によって明治12(1879)年ごろの業種構成を確認すると、総戸数69軒のうち古

着・太物商が11軒、生糸商・生糸仲買8軒、古道具商・菓子商・料理屋が各4軒、薬種商3軒、小間物商・煙草商が各2軒などであった。日常生活で消費される多様な品物を扱う小売商やサービス業が集中し、地域住民が利用する繁華な商業地区であったことがわかる。

図2は山形県令三島通庸の命により、洋画家高橋由一が明治17(1884)年頃における桐町の景観を描いた「南置賜郡米沢市街ノ図」³³⁾である。桐町の風景を西側から東側に向かって描いたものであり、商家とみられる板葺や茅葺の2階建ての家屋が道路の両側に軒を連ねている。正面突き当りに描かれる3階建ての建物が貸座敷都亭であり、桐町の中でも都

表3 貸座敷の所在と経営者の経歴

記号	店名	所在	経歴	出身	転業後の業種	備考
No.1	松川楼	桐町	士族→維新後に商業	米沢	割烹料理店(B)	「米沢第一等」の妓楼と称される
No.2	都亭	桐町(D)	※	—	—	松川楼の向かいに位置し、三層の建物を構える(D)
No.3	若半	桐町(D)	—	—	—	
No.4	加州屋	大町	妓楼の養女→芸妓※	新潟	—	
No.5	新富楼	大町	—	—	—	
No.6	小川楼	越後番匠町	士族	米沢	料理店(E)	料理店として大正期まで営業(E)
No.7	梅林楼	越後番匠町	—	—	—	
No.8	—	立町	—	—	—	
No.9	—	立町	—	—	—	
No.10	泉州屋	東町(C)	捕手の下役(C)	米沢(C)	寄席(B)	米沢で最も早く貸座敷を開業か(C)
No.11	—	東町	—	—	—	
No.12	花月楼	川井小路町	士族。漢学者・漢詩人	米沢	牛肉料理店(F)	三層の建物を構える。明治14年、営業権を譲渡し、東楼となる
No.13	南部屋	今町	米沢藩の武器調達→他国に失踪	米沢	—	相生橋のたもとに位置
No.14	—	柳町	—	—	—	

((A)「米沢新聞」、(B)『新聞・雑誌資料集成—明治の米沢—米沢市史編集資料22』、(C)『米沢市史近代編 第4巻』、(D)『桐町史』、(E)『米沢案内』、(F)37X4-207「牛売上帳」により作成)

注) 表中に付したアルファベットは、その事項が上記(A)～(F)の資料のうちどれを出典としたかを示す。特に記載がないものは、すべて(A)を出典とした。

—は不明であることを示す。※は経営者が女性であることを示す。

そのほか、(A)・(B)に丸万楼・松島楼・武蔵楼・野々村楼の名が確認できるが、所在等の詳細は不明である。



図2 桐街の景観と貸座敷都亭（明治17年）

（国会図書館所蔵『三島通庸三県道路改修抄図 山形県』所収「南置賜郡米沢市街ノ図」に加筆）

亭がひとときわ目立つ外観を備えていたことがわかる。図中には描かれていないが、貸座敷松川楼が、道路を挟んで都亭と向かい合い立地していたという³⁴⁾。

『桐町史』は、明治10年頃の状況として「米沢人は三味を弾き芸を売る女は越後の『ゴゼ』より他に見た事なく」、芸妓が桐町に来たということで、芸妓姿を見ようとする人々が「連夜黒山を築いた」³⁵⁾としている。貸座敷や芸娼妓が明治になって初めて現れた珍しいものとして地域住民に受け止められ、多くの人々を誘引したことがわかる。この時期、貸座敷は地域住民の生活空間の中に混在しており、市街地の中でも多くの人々が集まる繁華な地域に立地していた。

表3により、貸座敷経営者の経歴に着目すると、近世期以前に米沢藩領内で飯盛旅籠やそれに類する稼業に従事していた者は確認できない。ほとんどが明治期以降に士族などから貸座敷業に参入した新興経営者であった。「米沢第一等の妓楼」と称されるNo.1（松川楼）の経営者は「門閥名家」の士族であったが廃藩置県後に商売を始め、明治13年頃店を妹に譲り松川楼の養子となった。No.6（小川楼）の経営者も士族である。No.12（花月楼）の経営者の生家は米沢藩の中級家臣団である与板組に属し、藩校の提学を輩出するなど学問に長けた家柄であった。経営者自身も漢学

者・漢詩人として知られた。また、厳密には士族ではないがNo.10（泉州屋）は江戸期には捕手の下役を務めたという。No.13（南部屋）は米沢の「庶民」の家に生まれ、戊辰戦争時に米沢藩の武器調達に関与するも失敗し、処罰を恐れて他国を流浪した人物であった。経営者は地元出身者が多く、他地域出身者は新潟出身のNo.4（加州屋）のみである。加州屋は元々新潟の「妓楼」であったが廃業し、その養女が養母とともに米沢に移住して芸妓となり、年季明け後に貸座敷を構えたものである。

「米沢新聞」ではこれらの貸座敷経営者について、「開化」の風潮や「金儲け」に敏感な、才覚のある人物と評している。例えば、No.1の経営者は士族でありながら「開化に早く心付き廃藩否や商業を営んだとされる。松川楼の前経営者は「頗る器量ある」人物で、「金を十分貯めた」のちに養子を迎え、自らは立ち去ったという³⁶⁾。No.13の経営者は「金儲ケノ一計ヲ案シ」て貸座敷渡世を始め、「米沢新発明」と珍しがられて「遊客日二月二増加シ遂ニ今日ノ盛大ヲ得」た。また、この経営者の妻は「大臣」（大尽）の家の出であるが、「稀ナル開化ノ婦人」として夫を助けていると評された³⁷⁾。

ここでは貸座敷業は維新後の「開化」によって現れた新たな業種と認識されており、従来の生活基盤を失った士族層など、貸座敷業に商機を見出す新興経営者が次々と参入したことがわかる。

しかし前述のとおり米沢の貸座敷は明治10年代に急激に減少する。明治18（1885）年には「米沢の不景気ハ又格別」で「全楼の娼妓悉く茶を挽く」状況であり、「中等以下の貸席」ではひと月近く休業同然の店もあったという³⁸⁾。とくに中小規模の新興経営者らは経営不振を乗り切れず、新遊廓での土地取得、建設費用等の資金が不足したと推測される。

明治27（1894）年における福田遊廓の貸座

敷数は8軒であるが、表3で確認できた貸座敷と一致するのは武蔵楼と梅林楼の2軒のみであり³⁹⁾、他は転廃業したと推測される。転業の事例としては、米沢では珍しい洋食も提供する料理店となった松川楼、料理店として大正末期まで営業が確認できる小川楼⁴⁰⁾、牛肉料理店へ転業した東楼、寄席として利用された泉州屋が挙げられる。転業に際し、洋食や牛肉といった「開化」を象徴する商品を取り入れたことも、貸座敷経営者の人物像の一端を示すものであろう。

Ⅲ. 貸座敷東楼の経営と遊興

(1) 貸座敷東楼の概要

ここでは川井小路町で営業した東楼について、その概要を示したい。時代はやや遡るが、弘化3(1846)年における川井小路町の業種構成は、家数77軒のうち青物屋・穀物屋など小売商を中心とした商家31軒、賃稼ぎの労働者18軒、職人10軒、その他修験2軒・髪結1軒などである。川井小路町は、有力商家は少ないものの商家が全戸数の4割を占め、それに職人や都市雑業層が混在する町であった⁴¹⁾。

東楼の前身は前述の花月楼である。明治14(1881)年、花月楼経営者ならびに東楼の経営者となる稲田惣七より南置賜郡長宛に「営業譲渡譲受之儀二付御届」⁴²⁾が提出された。このとき稲田には「二等料理屋」および「十二等酒類受小売」の営業権が譲渡されており、その後東楼として営業を開始した。明治14年に米沢の貸座敷経営者が連署した「貸座敷仲間申合書」⁴³⁾では20名中8番目に花月楼経営者の名前がある。その序列からみて花月楼やそれを引き継いだ東楼は、米沢の貸座敷として中の上程度の規模と推測される。

花月楼は「建築ノ壯麗ナルハ阿房宮モスクヤラン」⁴⁴⁾といわれる豪華な3階建ての建物を構えていたという。東楼の経営者である稲田もこの家屋で営業したと思われるが、稲

田は月額30円の家賃を家主である神原庄蔵に支払っていた。稲田は神原から多額の金銭を借用するとともに、頼母子講を組織している。神原は家主というだけでなく、東楼に出資し、営業にも密接に関与したと思われる。

稲田の前歴は不明であるが、東楼廃業前後には「商法ノ為北海道ニ罷越」⁴⁵⁾し箱館に滞在するなど、投機的な事業に関心を持つ人物であったと推測される。原島陽一は東楼の資金調達について、明治16(1883)年11月には1,600円の負債元本があり、明治17(1884)年2月には新たに650円を借用したと指摘している⁴⁶⁾。稲田は貸座敷業に商機を見出して参入したものの資本力が脆弱な新興経営者であった。そのため多額の借金を抱えて移転する資金もなく、4年弱という短期間で廃業を余儀なくされたと考えられる。東楼は明治18(1885)年6月に貸座敷を廃業し、同年9月より牛なべなどを提供する牛肉料理店に転業した⁴⁷⁾。

(2) 東楼における遊興

東楼においてどのような遊興が行われていたのか、遊興の作法や娼妓とのやりとりなど、売買春に関する具体的なプロセスは不明であるが、いくつかの史料によって遊客の職業や分布が判明するため、これを検討する。

「入金控」にみる遊客

東楼では遊興の状況を示す史料として、明治15(1882)年8月分の「入金控」⁴⁸⁾がある。これは当日の入金額のほか、昼見世・夜見世の別、遊客の居住地と姓もしくは屋号などが記されたものであり、1日ごとの客数や客が支払った遊興費の額などを知ることができる。表4は1日ごとの客数と入金額を示したものである。これによると8月(28日間)には121組、少なくとも190名の客があり、1日あたりの平均客数は6.8名であった⁴⁹⁾。東楼では昼見世も行っていたがこれは15件と少数であり、大半が夜見世であった。1ヵ月間

表4 東樓の収入と客数（明治15年8月）

日付	入金内容	所在	入金額		昼見世	合計入金額		客数
			(円)	(銭)		(円)	(銭)	
8月1日	田中様 染屋 舎様 売上 田中様・横田様 長寿院様 他2人様 高橋様 他4人様		1 1 1 2 2 1	40 10 50 80	○	9 80	12名	
8月2日	◆沢様 庄三郎様 遠藤様 鈴木様 藤ヶ枝様	桶屋町 (仙) 川井村	1 1 1 2	50 80	○	6 30	5名	
8月3日	郡内屋様 藤ヶ枝様 御式人様	桐町 大町	1 1 2	10 25		4 35	4名	
8月4日	御式人様 瀬下様 米屋様 清水田様 米屋様 御式人様 忠右衛門様 御式人様	大町 細工町 大町 座頭町 長手 東町	2 9 10 2 3 2	20 30 95 85	○ ○	30 30	11名	
8月5日	甚右衛門様 御式人様 倉田様 御式人様 高野様 藤ヶ枝様 内取 長寿院様 原正右衛門様 御式人様 福正様 利吉様 橋川様	大町 東町 今町 南町	1 1 1 1 2 1 1 3	40 36 87 50 50 80	○ ○ ○	15 43	13名	
8月6日	但先分とも 舎様 白石御宿様 イシ 御老人様		2 1	60 90 10	○ ○	4 20	3名	
8月7日	南部屋様 御老人 高野様 外老人様 角力様		10 2 3	80		15 5	5名	
8月8日	角力様 桶屋様 御老人様 外車夫老人 石蔵様 高野様 角力四人様	細工町 川井小路町 桶屋町 川井小路町	2 2 1 2 2 3	45 20 90 40 50	○	14 45	10名	
8月9日	桶屋様 木村様 外御三人様 米惣様 御老人様	細工町	2 1 1 1	50 75	○	6 25	8名	
8月10日	内取 鈴木様御連中御老人様 糸屋 御老人様	川井小路町	1 2	50 20		3 70	2名	
8月11日	マセ 馬喰様 キワ殿 引金取分 老人 斎藤様 三人 糸屋様 孝吉殿 但マセヨリ入小嶋様 鈴木様	川井小路町 屋代町	2 1 1 3 5 1	50 65 70 30	○	15 10	8名	
8月12日	馬喰様 作右衛門様		2 3	80		5 80	2名	
8月13日	内取 紀之国屋様 マセ 馬喰様		2 5	25	○	7 25	2名	
8月14日	馬喰様 御式人様		3 2	30	○	5 30	3名	
8月15日	馬喰様 御四人様 斎藤様 外御連中様 山口様 五人様 但和泉屋御届分わか浦ヨリ入	長手	3 1 6 1	80 65 20	○	12 65	10名～	

8月16日	四人様売上 高野様 三人様 大町御連中 糸屋様 御三人様 まんぢう屋様	長手 (郡) 大町 桶屋町	50 2 30 2 75 2 90 2 15	10 60	12名
8月17日	御三人様 御老人様 四人様 長四郎様 先分 作右衛門様 御同人様 長四郎様 外御老人様 御老人様 売上	畷山口町 川井小路町 桶屋町	2 60 1 80 2 70 1 1 70 85 80	9 80	12名
8月18日	作右衛門様 御老人様 原様	大町	2 35 1 2 60	7 60	3名
8月19日	入金なし			0 0	0名
8月20日	御二人様 藤清様 作右衛門様 万作様 先分不足とも合	川井小路町 大町	2 40 3 3 1 60	10 0	5名
8月21日	御三人様 右同断 作右衛門様	上花沢町	3 60 90 2 90	7 40	4名
8月22日	御式人様 右御同人様 但先分不足とも入 御老人様 御式人様 御式人様 右御同人様	長手 桐町 和田	1 50 1 90 1 2 35 2 90	9 25	8名か
8月23日	御老人様 内取 政太郎様 内取 高下様 内取 御式人様 高橋様	花沢 花沢	1 30 50 3 1 80	6 60	6名
8月24日	内取 南部様 先分とも 石蔵様 糸屋様 木村様 舎様	桶屋町	15 1 85 1 90 2 80	21 65	5名
8月25日	小松様 高橋様 ◆様 瀬下様 清吉様	花沢 細工町	2 2 20 2 40 1 45	27 85	5名
8月26日	先日分 鈴木様 先日分 中川様	川井小路町	1 45 1 20	2 65	
8月27日	遠藤様 先分 久保田 板場様 ◆屋様 清水田様 角 阿見屋様 内取 石蔵様	花沢 桐町	10 90 6 5 21 50 1 35 1	40 80	6名
8月28日	先日分 作右衛門様 右同人様 田中様 五人様 五人様 七人様 高下様 御三人様 内取 御三人様	古町 今町 東町 片町 割出町	1 50 3 1 50 5 5 2 1 45 3 1 50	24 0	26名

(37X4-214「入金控」により作成)

注) ◆は判読不能であることを示す。

の収入は合計335円23銭である。8月19日のみ入金がなく、1日当たりの客数がかつても多かったのは晦日にあたる8月28日(26名)

であった。2人以上のグループで登楼しているケースが全体の約3割を占め、友人知人とともに遊興したり、あるいは接待などで利用

するケースが少なくなかったと推測される。

客の身分・職業については、まず「南部屋」，「紀之国屋」，「和泉屋」などの屋号から商業者と推定される者が確認できる。「米屋」や「まんぢう屋」，「染屋」，「桶屋」など小売商や職人と推定される者や，寺院の名前もみられる。そのほか相撲の力士を意味する「角力」や，「馬喰」や「車夫」といった労働者層も少数であるが確認できる。遊客が支払った金額は1人あたり平均1円から1円30銭程度と推測されるが，「南部屋」の10円など比

較的高額の支払いもみられた。

遊客の分布

東楼における遊客の分布を詳細に示すものとしては，明治16(1883)年11月，12月の「遊客人名簿」⁵⁰⁾ 2冊がある。初めて登楼する客については番地まで含む住所と身分，年齢を記しているものの，常連客は町名と姓名のみで他は省略している。抽出できた遊客数は2ヵ月間でのべ611名であった。

図3に東楼に登楼した遊客の居住地を示した。ここでは地域ごとの利用頻度を把握する

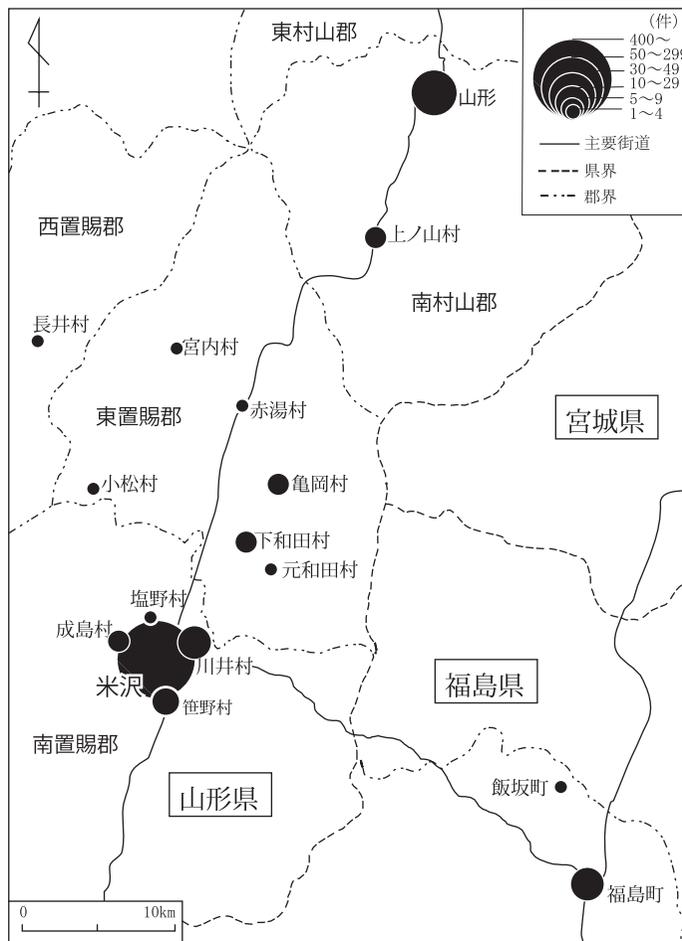


図3 東楼に登楼した遊客の分布（明治16年11・12月）

(37X4-209「遊客人名簿」により作成)

その他，新潟県14件，茨城県11件，東京府10件，宮城県4件，岩手県4件

ため、のべ遊客数を示している。このうち特に目立つのは米沢市街地の居住者による利用が407名と、のべ遊客数の66.6%を占めていることであり、東楼の主要な顧客は米沢の市街地居住者であったことがわかる。

川井村・成島村・笹野村・塩野村（現米沢市）など米沢近郊に位置する農山村や、旧米沢藩領にほぼ相当する南置賜郡・西置賜郡・東置賜郡の在町や農村部などにも、少数ずつではあるが広く分布している。旧藩領内の村落居住者は、例えば11月24日に登楼した笹野村の5名や12月23日の元和田村4名のように、同村在住者同士のグループで訪れた事例が多く、複数回登楼している者はほとんどいない。11月16日の赤湯村2名と、11月22日の小松村3名は身分を「平民農」とされており、これも同村の農民同士のグループで登楼したと考えられる。一方で米沢在住者では、6割以上が複数回登楼しており、日常的に貸座敷を利用していった男性が多かった。

旧藩領外では旧山形城下の居住者が多い

(49名)。他県では福島県がもっとも多く、福島町（28名）などがみられる。東京府在住者は10名であり、ほとんどが浅草区か神田区の在住者であった。これらは商用等で米沢を訪れた商人らであったと思われるが、その数は地元客と比較して少数であった。

米沢市街地における遊客の居住地について詳細にみていくと、米沢城東側から松川にかけての地域に集中して分布している（図4）。なかでも川井小路町やこれに隣接する大町・鍛冶町に特に集中しており、貸座敷近隣の居住者が頻繁に利用していたことがわかる。このうち鍛冶町は川井小路町に隣接した職人町であり、特に複数回登楼した客が多かった。松川の東側に位置する上花沢村、下花沢村にも遊客が集中している。花沢は前述のとおり郷土層が居住した原方集落であり、「遊客名簿」に身分の記載がある花沢地区居住者21名のうち16名が「士族」であることから、市街地近郊の旧郷土層も重要な顧客であったと考えられる。江戸期に米沢城下の下層武家地で

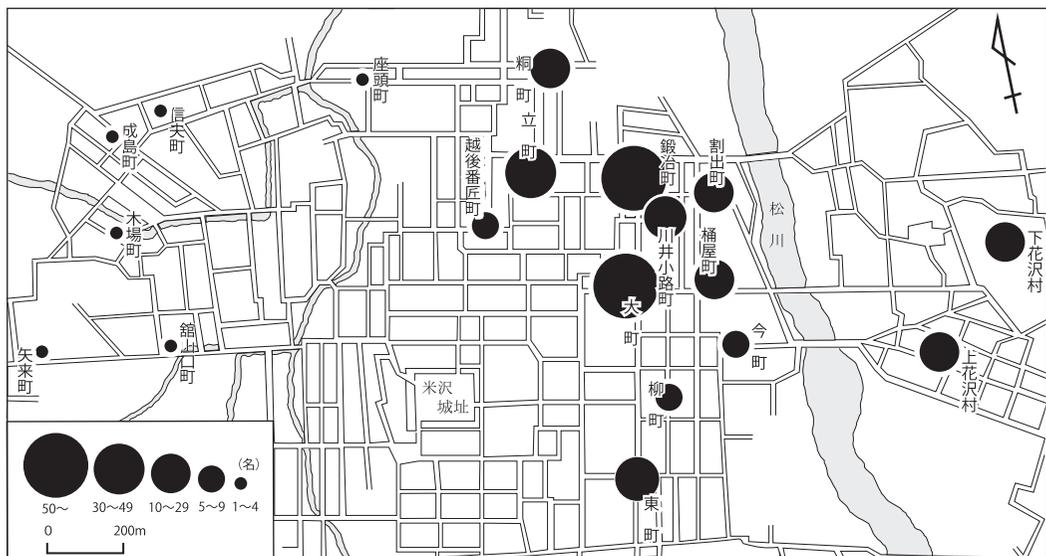


図4 東楼に登楼した米沢周辺居住者の分布（明治16年11・12月）

（37X4-209「遊客人名簿」により作成）

あった館山口町・木場町・座頭町などの居住者も確認された。

このように、東樓の顧客は多くが米沢市街地やその近郊に居住する地元住民であり、特に東樓が位置する川井小路町の周辺に多い。近世期においては地元住民による遊廓での遊興は忌避され、禁止される場合も多く、主に他国商人や水夫など旅客による利用が主体であったとも指摘されている⁵¹⁾。

一方、明治前期の米沢では、旅客による利用よりも地元住民による利用が中心であった。顧客の階層も商業者や職人、旧郷土層を含む士族、少数ではあるが労働者層も含まれており、多様な階層の住民が利用していたことがわかる。地域住民がその生活空間内部に存在する貸座敷で遊興していたことは、地域社会において貸座敷での遊興が禁止、あるいは忌避されるものではなかったことを示している。そのため、東樓は地元住民を主要な顧客とした、いわば地元密着型の貸座敷として営業していたと推測される。

IV. 東樓における芸娼妓の存在形態

(1) 東樓の芸娼妓とその経歴

貸座敷にとって娼妓の確保は、その存立を左右する重要事項であった。本章では東樓においてどのような芸娼妓が在籍していたのか概観する。その上で娼妓の身売りの具体的な過程を、これに関与した人物と東樓との関わりに着目しながら検討したい。

図5は、娼妓の納税台帳であり娼妓名の一覧が記された「貸座敷並芸娼妓稼業控」⁵²⁾や、住み替えと廃業を記録した「寄留換並休業人控」⁵³⁾、娼妓の雇用時に作成された「娼妓営業願」⁵⁴⁾と「娼妓送籍証控」⁵⁵⁾などをもとに、東樓に所属した芸娼妓の在籍期間とその後の動向を示したものである。開業から廃業までの約4年間に所属が確認できる芸娼妓は計12名（娼妓11名、芸妓1名）であった。源氏名は若浦・小仙・春吉・千代・菊井など11名分が確認できるが、本名と対照できるのはいわ、マス、ユリの3名のみである。

東樓では明治14（1881）年の開業3ヵ月後

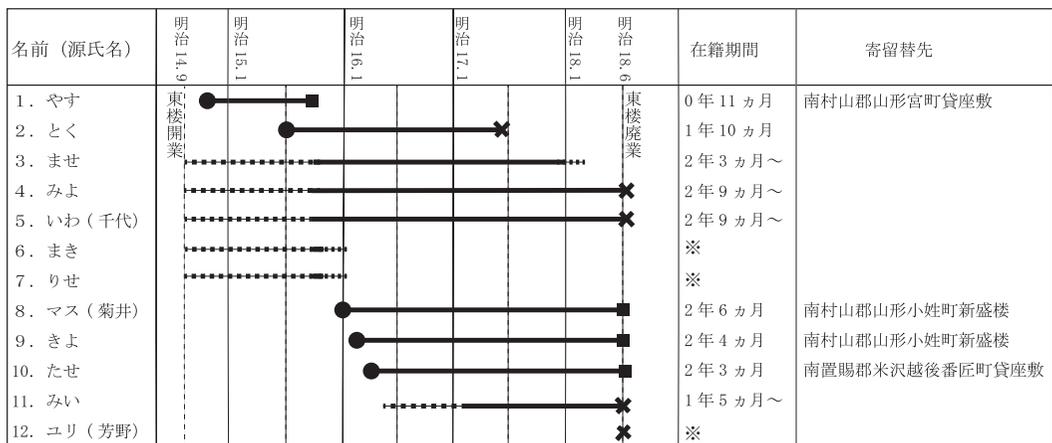


図5 東樓における芸娼妓とその在籍期間

(37X4-211「娼妓営業願」、37X4-212「娼妓送籍証控」、37X4-213「貸座敷並芸娼妓稼業控」、37X4-215「寄留換並休業人控」により作成)

凡例：—— 在籍が確実な期間 在籍が推定される期間 ● 雇用 ■ 寄留替（住み替え） × 休業

注)「2. とく」は娼妓ではなく芸妓である。

※で示した娼妓は単独の史料のみに記載されている。正確な在籍期間が不明な場合は、他の史料から在籍が推定される期間を破線で示した。

にやすを抱えたが、やすは約1年後に山形県南村山郡山形宮町の貸座敷へ住み替えた。明治15 (1882) 年からの2年間弱、芸妓鑑札を持つとくが在籍していた。明治16 (1883) 年にはマスら3名が新規に抱えられた。この前後にやすやまき、りせが東楼を離れたようであり、その補充のためであろう。その後さらに2名を抱え、廃業まで娼妓7名から9名で営業した。

東楼廃業時にはみよら4名が娼妓を休業する届けを出している。「寄留替」(住み替え)、すなわち他の貸座敷に移籍して娼妓営業を継続したのは3名である。マスときよは南村山郡山形小姓町の貸座敷新盛楼へ、みいは米沢越後番匠町の貸座敷へ移動したと推定される。山形小姓町には明治17 (1884) 年、市街に散在する貸座敷を移転させて開設された遊廓が存在した。娼妓が住み替える場合、米沢の貸座敷間を移動するだけではなく、米沢から旧山形城下へ移動するルートがあったと思われる。

表5は東楼所属の芸娼妓の経歴を示したものである。生年や父の職業が確認できるのは3名であり、雇用時の年齢は、やすは数え17歳、マスときよは16歳であった。父の職業は雑業、農、賃仕事であり、農のほかは賃稼ぎの労働者層である。娼妓になる理由をやすは「為活計」、マスは「貧困二候処他二活業之目途無之候」⁵⁶⁾としており、いずれも実家の「貧困」が根底にあり、その暮らしを支える

ために身売りしたと思われる。娼妓として抱えられる際に楼主から支払われる前借金は、やす125円、マス145円、たせ310円、名前不明の娼妓が216円であった。金額の幅が広いが、金額の設定には後述する年季の長短などが関係しているものと推測される。

出身地が判明するのは6名である。娼妓の出身地は、山形県西村山郡出身のやすを除き、すべて新潟県であった。うち3名は新潟の市街地出身であり、きよの出身地、西蒲原郡北場村も新潟近郊に位置する農村である。明治18 (1885) 年の「出羽新聞」⁵⁷⁾は米沢の「貸座敷営業者」が「無けなしの金員を集めて新潟表に上玉の仕込み」に行くと報じており、新潟から米沢へという娼妓の移動経路は、米沢の貸座敷全体に共通する傾向であったと推測される。越後は米沢藩上杉家の旧領であり、近世期にも米沢には越後から多くの出稼ぎ者や商人が訪れていた。また越後は多くの遊女や娼妓を他地域に送出したことも知られている⁵⁸⁾。米沢の娼妓に占める新潟出身者の割合の高さは、こうした新潟と米沢間における人的交流の活発さを反映したものと考えられる。また、芸妓とくは新橋芸者の本拠である東京京橋区南金六町を本籍としており、新橋芸者の出稼ぎと推測される⁵⁹⁾。

以上のように東楼の娼妓らは、多くが新潟もしくはその近郊など、限定された地域から送り込まれていることが確認された。住み替えの際には米沢から山形の貸座敷へ移動する

表5 東楼所属の芸娼妓の経歴

芸娼妓名	出身地	生年	年齢	父の職業	前借金
やす	山形県西村山郡常盤村	元治元(1864)年	17歳	雑業	125円
きよ	新潟県西蒲原郡北場村	慶応3 (1867)年	16歳	農	—
マス	新潟県新潟区古町通五番町	慶応3年	16歳	賃仕事	145円
たせ	新潟県新潟区赤坂町	—	—	—	310円
—	新潟県新潟区花町	—	—	—	216円
とく(芸妓)	東京市京橋区南金六町	—	—	—	—

(37X4-211「娼妓営業願」、37X4-212「娼妓送籍証控」、37X4-264「稲田氏内娼妓手紙」より作成)

注) —は不明であることを示す。

事例もみられ、米沢と他地域を結ぶ広域的な娼妓の移動ルートがあったことが推測される。

(2) 娼妓の身売りと住み替え

次に東楼の娼妓のうち、比較的まとまった史料が残存するマスときよの事例を中心に、娼妓の雇用から住み替えまでの動向をみていきたい。表6は雇用時に作成された「娼妓営業願」⁶⁰⁾や「娼妓送籍証控」⁶¹⁾のほか、マスときよに関する借用証書や書簡⁶²⁾等を中心として、これら2名の雇用と労働、住み替えに関する事項を示したものである。

雇用までの経過

マスは新潟区西堀前通五番町賃仕事松藏の

長女として生まれ、同区古町通五番町の雑業タカの養女となり、実父とは姓が異なっている。「娼妓送籍証」⁶³⁾には「養母タカ亡ニテ」とあり、養母の死後に東楼で抱えられることになったと考えられる。明治15(1882)年12月19日付で戸籍上、マスは米沢鍛冶町の金子万治郎方同居へ移された。「金預り之証」⁶⁴⁾によれば、マスの場合稲田から実父が前借金として145円を借用する契約であり、娼妓鑑札が発行された時点で稲田から実父へ金銭が渡されることになっていた。

明治16(1883)年1月15日には「娼妓営業仕度儀二付公私之願届上二営業御鑑札御下ケ渡シ相成候迄之権件之條」を金子庄兵衛に委任

表6 マスおよびきよの雇用・労働・住み替え

明治(年)	西暦(年)	月日	事項
15	1882	12月19日 12月22日	新潟県新潟区古町通五番町より、米沢鍛冶町金子万治郎方同居に送籍 稲田惣七、「金預り之証」をマスおよび実父松藏宛に作成。前借金は145円
16	1883	1月15日 2月2日 3月1日 8月31日	実父松藏より米沢鍛冶町金子庄兵衛宛に娼妓鑑札申請に関する手続きを委任する旨を記した「委任状」を作成。前借金のうち10円が支払われる 川井小路町戸長小林貞四郎より山形県令宛に「娼妓営業之儀二付願」提出。マスとともに金子庄兵衛、金子万治郎が連署。「医師検査証」・「戸籍写」・「寄留主トノ為取換契約書」を添付。源氏名は「菊井」 母の家出により父が精神不安定に。その後、母が他の男性とともに戻り、父は川に身を投げるが救助される。弟も病気となり、一旦前借金の残金支払い停止を依頼する書簡が東楼に送られる 長兄庄吉より「きく井」宛に書簡。弟も病気が治り仕事ができるまでに回復したことを報告。前借金の未払い分を催促
18	1885	8月・9月 6月3日	8月には29ツ半の玉代を稼ぐ。9月は休業か 東楼廃業にともない、山形元小姓町貸座敷新盛楼へ住み替え マス・きよの新盛楼との契約金をめぐり、稲田が新藤権四郎を告訴

きよ

15	1882	1月21日	新潟県蒲原郡北場村より、米沢鉄砲町新藤権四郎方同居に送籍
18	1885	6月3日 6月10日 8月13日	東楼廃業にともない、山形元小姓町貸座敷新盛楼へ住み替え 新藤権四郎・神原庄藏・皆川吉兵衛・渡辺喜兵衛から44円を借用。明治18年6月より22年4月までを「請期限」とし、揚代金から9ヵ月ごとに5円ずつ返金する契約 新盛楼にて「かね吉」と名乗る。「四人様」宛に書簡 マス・きよの新盛楼との契約金をめぐり、稲田が新藤権四郎を告訴

(37X4-211「娼妓営業願」、37X4-212「娼妓送籍証控」、37X4-222「委託金費消ノ告訴」、37X4-264「稲田氏内娼妓手紙」により作成)

注) 娼妓の雇用に関与したと推測される人物名に下線を付した。

する旨を記した「委任状」⁶⁵⁾が実父の名で作成され、同日に前借金の一部として金15円が支払われている。他の娼妓に関する「金預り証」⁶⁶⁾でも「稲田惣七宅ニテ御鑑札御下渡シ之上速ニ前書之金円(前金拾円)皆済御渡シ可仕候」とあることから、手付けとして前金を支払い、娼妓鑑札が発行された時点で残金を親元に渡すのが慣例となっていたと思われる。また、この娼妓については残金の支払いが遅滞した場合、「本人ニ身附四拾円之衣類共貴殿外方江御勝手ニ被成候テも一言ノ異乱申間敷候」とあり、事前に40円分の衣類が準備されていたことがわかる。

マスの前借金は返済方法を記した史料が欠けているが、やすの「金借用之証」⁶⁷⁾によれば、48カ月にわたって毎月3円20銭ずつを揚代金から返済する契約となっている。「年季」という語句は使用されていないが、実質的にこの4年間でやすの年季であった。

明治16年2月2日には山形県令宛にマスの「娼妓営業之儀ニ付願」⁶⁸⁾が提出され、このときマス本人とともに、鍛冶町の金子万治郎・金子庄兵衛と川井小路町戸長が連署した。庄兵衛は呉服太物商として江戸期には鍛冶町の組頭を務めた町の有力者であった⁶⁹⁾。万治郎は庄兵衛と同居所であり、おそらく親子であろう。この2名がマスの送籍から鑑札申請まで一貫して関与し、身元保証人としての役割を果たしたと思われる。また庄兵衛は、稲田が花月楼経営者より営業権を譲渡された際、その旨を南置賜郡長に届けた文書にも「行事」として連署しており⁷⁰⁾、東楼の開業と経営に大きく関与していたことが推測される。

娼妓鑑札の申請にあたっては「寄留主トノ為取換契約書」を添えて提出するとしている。マス本人の「寄留主トノ為取換契約書」は確認できないが、その内容は明治14(1881)年1月の「為取換契約書書式」⁷¹⁾から推測できる。これは米沢貸座敷組合が作成したもの

であり、米沢の貸座敷で共通して使用されていたと思われる。ここで楼主側から娼妓に示された契約書の内容は以下の通りである。すなわち、座敷料として揚代金から1日15銭ずつ、賄料として1日18銭ずつを娼妓より楼主が受け取ること、娼妓が住み替えや転業する際に異議を述べないこと、娼妓に対し「謂ハレナキ出費」は一切かけないことなどである。一方娼妓側からは、賦金は娼妓より毎月上納すること、座敷料・賄料を楼主へ支払うことに加え、自身にかかる諸費用は「自弁」、すなわち自身で賄うことや、住み替えの際には借用した金員や物品をすべて返済することが挙げられている。

なお東楼に入ったマスは「菊井」と名乗った。娼妓の稼ぎ高を記録した明治16(1884)年8・9月の「玉高調」⁷²⁾によれば、菊井は8月には29ツ半の玉代を稼いでおり、娼妓9名中6番目の成績であった。9月は休業したものの、菊井の玉代は記録されていない。

一方、きよは新潟県西蒲原郡北場村の農、佐々木郡治の三女である。きよは明治16年1月21日に送籍証が作成されているが、マスと同様に直接東楼へではなく米沢鉄砲町新藤権四郎方同居へ送籍された⁷³⁾。この新藤権四郎については後述する。

娼妓と家族関係

マスの場合、明治16(1883)年3月に兄庄吉と親類らから東楼に送られた書簡⁷⁴⁾から、実家の家庭環境が判明する。これによれば、父と「女房たま」との間に「不和合」が起り、たまは家出して行方不明になっていた。父はそのため「狂人」のようになり、さらにたまが新たな「亭主」を連れて戻ったことから入水自殺を図り、救われる事件が起きている。この時点でマスの「身ノ代金」(前借金)のうち60円余りが父に渡されていなかったが、これを「御送り被下テ者皆々女房二欺キ被取候」と恐れ、マスの弟の発病もあっていったん送金を停止するよう求めている。そ

の後、8月には事態が落ち着きつつあったようであり、書簡によって兄庄吉が残金の送付を求めている。

史料

またをとともびよきををり、いまでわそろくしごとものなるようにあいなり候。わたくしもはなしきまりしだいに大上町ゆくつもりにごぞそうろ。おんちやもそのうちにしたてやにやりますから、これまたあんしんなされたく。またうちのことわみなきまりにあいなり候あいだ、しんばいなくつとめなされたく（後略）⁷⁵⁾

弟は病気が治り仕事ができるようになったこと、長兄は話が決まり次第稼ぎに行くこと、おんちゃ（次兄）も「したてや」に行かせる予定であることを伝えている。兄の直筆と思われる書簡はほとんどが仮名文字で記されており、筆跡もたどたどしい。マスら兄弟が十分な教育を受けられない、貧しい家庭に生まれ育ったことを推測させる。下層労働者の家庭に生まれ、養女にやられていたマスは実家に復籍しないまま身売りし、さらに父母の不和、父と弟の病気などによって実家は経済的にもさらに困窮したと考えられる。

書簡には「あときんはいかがにあいなり候や。このてがみつきしだいにをんへんじなされたく、まことにくかねをまちをり候」とあり、このことをマスから「だんなさま」に話してほしいとある。マスの稼ぎが実家を経済的に支えており、実家の人々が、マスが娼妓としてもたらず金銭を切実に待ち望んでいたことがわかる。

住み替えの過程

東楼廃業に際し、マスときよは山形元小姓町の貸座敷新盛楼に住み替えたが、このとき稲田と前述の新藤権四郎との間に金銭をめぐるトラブルが生じた。その際、稲田が米沢警察署に新藤を訴えるために作成した告訴状⁷⁶⁾

により、さらに詳細な住み替えのプロセスと娼妓の立場が判明する。

住み替えの際、マスときよは「原告及其他」に「不債ノ義務」があるため、新盛楼の経営者と「契約ヲ為シ金員借受ケ以テ不債ノ義務ヲ果」そうとした。2名分の新盛楼との契約金は260円であり、娼妓本人を通さず稲田が直接受領する予定であった。しかし稲田は「多忙」のため、事務的な手続きや金銭の授受を新藤に委託した。ところが新藤は、事務手続きは履行したものの「別二貸金アルニツキ相殺スヘキ」と主張して新盛楼からの金銭を稲田に渡さなかった。度重なる催促にも関わらず「種々入用二供スタレハモハヤ一金モアラサル」としたため、稲田は返金を求めて告訴に踏み切った。新藤は東楼の「家事上ニツキ種々ノ関係アツテ交際セシ」人物とされている。前述のとおりきよが東楼に抱えられる際にも新藤宅に戸籍を移していることや、稲田が新藤から金銭を借用していることなどから、新藤は娼妓雇用に関するとともに資金提供も行い、東楼の経営に深く関与していたと推測される。

きよは新盛楼へ住み替えする際、稲田を保証人として新藤や東楼の家主神原ら4名から新たに44円を借用した。借用証書⁷⁷⁾には「娼妓営業相稼キ揚代金ヲ以御返金可仕候」とあり、明治18年6月から22年6月までの4年間を「請期限」として揚代金を返済に充てるとした。この期間が新盛楼でのきよの年季であり、返済金は「請寄留主」から債権者に送金されることになっていた。

きよと思われる「しんせいろかね吉」から「四人様」あてに書かれた書簡⁷⁸⁾がある。東楼には「かね吉」という源氏名の娼妓は確認できないため、新盛楼に住み替えた際に名を変えたのであろう。「四人様」とはきよに金を貸した新藤や東楼の家主ら4名と思われる。「せんじつはおんせはさまにあいなり候。まことにくありがたくぞんじ候（中略）

わたくしもよきところにまいり候ハバまことに「うれしくぞんじ候」とあり、これら4名が金銭の貸与とともに住み替えの世話をを行ったと推測される。

娼妓の移動にみる仲介者の役割

東楼におけるマ스ときよの雇用と住み替えの経過からは、次のことが読み取れる。歴史学の成果では、近世期以降、遊女や娼妓が雇用、あるいは住み替えする際にブローカー的な周旋業者や身元保証人となる請人が介在し、彼らのもつ他地域の遊興空間とのネットワークが娼妓の移動に大きな役割を果たしたことが指摘されている⁷⁹⁾。東楼においても、花月楼からの営業権譲渡の際やマスの雇用時に関与が認められる金子庄兵衛・万治郎、マ스ときよの住み替えに関与した新藤権四郎など、東楼の営業や娼妓の雇用と移動に関わった人物が存在した。

娼妓の送出处においても仲介者の存在が認められる。たせの場合、「ニイカタ古五番町」（新潟古町通五番町）の太田トラから、たせが娼妓となった明治16年3月付で稲田宛に書簡が出された。これは「おたせ証文いわい」90銭、「送りテマチン」5円10銭、「いんし代」5銭、前借金と推測される「おたせ殿ノ分」310円など計356円40銭から内金を引いた91円40銭を要求するものであった⁸⁰⁾。たせを抱え入れる際、トラが新潟での事務的な手続きや米沢への移送、親元との金銭のやり取りなどに関与していたことが推測できる。トラが居住した古町通五番町は新潟における貸座敷免許地の一つであることから、トラが貸座敷営業に関わる周旋業者であった可能性は高い。

すなわち、新潟から米沢へ娼妓を送り込む具体的なプロセスとしては、まず新潟に周旋業者が存在した。周旋業者が「仕込み」に訪れた貸座敷の関係者と、身売りする女性とを引き合わせ、後日米沢まで女性を送り届けたと推測される。その前後に女性の戸籍を米沢

に移すが、その際には東楼ではなく、金子や新藤など米沢で娼妓の雇用に関与した人物の自宅に送籍される場合があった。彼らは女性の親族に代わり、娼妓鑑札の申請などの事務手続きも行った。

住み替えには、米沢から山形県で最も多くの貸座敷が存在した山形へ移動するものもみられた。その際、米沢において娼妓雇用に携わった人物が山形の貸座敷との間を仲介し、娼妓を斡旋した。米沢や新潟において貸座敷経営者と娼妓との間を媒介する者が存在し、そのネットワークを通じて娼妓が雇用、あるいは貸座敷間を移動していたことが推測される。

幕末期に呉服太物商として町の有力者であった金子庄兵衛が娼妓の周旋業者であったとは考えにくい、営業権譲渡の際に行事として連署していることから、金子が東楼の経営に深く関与していた可能性は高い。東楼の経営は、資金提供者でもあった家主神原庄蔵を含めて、新興経営者である稲田を援助する人々の存在によって成り立っていた。東楼に限らず明治前期の米沢における貸座敷経営者の多くは、それ以前に貸座敷経営の経験をもたない新興経営者である。そのため娼妓の身売りに関連するノウハウや他地域とつなぐ人的ネットワークを有する人物らと結びつくことによって貸座敷営業が可能となったと考えられる。

V. おわりに

本稿では、近代公娼制度確立への途上にあった明治前期、米沢において展開した遊興空間を、貸座敷業を中心に検討してきた。ここで見られた遊興空間は、明治中後期以降に多くの都市において一般的となる、市街地周縁部に貸座敷を集中させ、隔離した「遊廓」とは異なるものであった。近世期に公認遊廓が置かれなかった米沢では、明治初期以降、貸座敷業という新しい業種に商機を見出した

新興経営者が次々と参入することによって貸座敷が増加した。貸座敷は旧町人町の繁華な商業地域を中心に散在し、地域住民の生活空間と遊興空間は未分化の状態であった。しかし、明治10年代初期をピークとし、貸座敷は急速に減少していく。この時期米沢では「娼妓の害」が説かれ、市街地周縁への貸座敷移転が推進されて、明治19年に散在する貸座敷を集めた福田遊廓が開設された。経営基盤の不安定な貸座敷経営者の多くは福田遊廓への移転費用を欠き、移転を前に廃業していったと推測される。

筆者が検討した神奈川県横須賀の事例では、幕末期から明治初期に地元有力者らが埋め立て地を造成して遊廓を設立するなど、豊富な資金力を持った特定の主体が遊興空間の開発を主導した⁸¹⁾。人見佐智子は、神戸では料理屋経営者らが明治初期に遊廓設置を出願し、福原遊廓が設置されたことを示した。その後兵庫県の政策転換により、遊興空間は集娼形態から散娼へ、そして再度集娼へと変化したとする⁸²⁾。

これらは、明治前期における遊興空間開発の過程で、特定の開発主体が主導して遊興空間を形成する場合があったことや、行政による強力な統制が、遊興空間の存在形態に影響する場合があったことを示している。一方、明治前期の米沢では、遊興空間の開発を推進しようとする特定の主導者は存在せず、置賜県による統制も事実上機能しなかった。むしろ貸座敷業を新時代の事業ととらえて投機的な関心をもつ新興経営者が、個々に参入することによって遊興空間が生み出されたという点に特徴がある。それが明治前期における貸座敷の乱立と、生活空間との混在につながったと推測される。

貸座敷東楼の事例からは、新興経営者によって経営された貸座敷の具体的な存立形態を考察した。東楼の娼妓は、経営者優位の契約を結び、実質的には近世期と変わらない、

年季と前借金に制約された労働形態を維持していた。新潟周辺から米沢に送り込まれた娼妓が多く、その背後に特定の周旋業者を介した身売りのルートがあったことをうかがわせる。東楼を出た後は、旧山形城下の貸座敷へ住み替える娼妓もみられ、その背景にも遊興空間相互の交流があったことが示唆された。すなわち、新潟—米沢—山形を結ぶ、藩領や県境を越えた広域的な身売りのネットワークが存在し、娼妓らはこれを介して都市間を移動していたと考えられる。

吉原遊廓などでは、娼妓の雇用に関与する周旋業者と楼主の関係性は楼主側が優位であり、周旋業者は従属的な立場に置かれていたという⁸³⁾。一方、東楼の娼妓雇用に関与した人物らは単純な周旋業者ではなく、東楼の経営全般に関わっていた。これらの人物の属性についてはさらなる調査が必要であるが、むしろ経営者を主導する立場にあったと思われる。新興経営者は売春業に関する経験や知識が十分ではなく、資金も不足していたと推測される。そのため、経営者の周辺に存在する人々が提供する資金や、娼妓の送出地や住み替え先とのネットワークは不可欠のものであった。

また本稿では、明治前期の米沢において貸座敷業が「文明開化」によって出現した新たな業種としてとらえられており、経営者を才覚ある人物とみなす見方が存在していたことが示唆された。貸座敷廃業後に洋食店や牛肉料理店に転業した経営者が確認できることも、新興経営者らが進取の気性をもち、文明開化と結びつく業種に関心を抱いていたことを推測させる。こうした認識は、明治中後期以降に顕著になる、貸座敷業を「賤業」とみなして市街周縁部に隔離していこうとする流れとは相反するものであった。

近代公娼制度に基づいて創出された貸座敷という業種に対する認識の具体像とその変容は、遊興空間の立地と形態の問題とも関わる

ものである。このことを明らかにするために、今後は明治前期における遊興空間形成の事例を蓄積したい。その上で貸座敷の経営主体の変遷や個々の経営者の属性を、経営者らがいかに貸座敷に参入したのかというプロセスも含めて分析し、遊興空間への認識の問題ともあわせて考察したい。

(東京都立産業技術高専・非常勤講師)

〔付記〕

本稿は、歴史地理学会第235回例会(2013年11月、於日本大学)での報告を修正したものである。資料の閲覧に際しては国文学研究資料館図書館にお世話になりました。また、本稿の作成にあたっては筑波大学の小口千明先生にご助言をいただきました。ここに改めて感謝申し上げます。

〔注〕

- 1) 早川紀代『近代天皇制国家とジェンダー』青木書店、1998、197-222頁。
- 2) 大日方純夫『日本近代国家の成立と警察』校倉書房、1992、286-290頁。
- 3) 兵庫では明治元(1868)年にはじめて福原遊廓が設置された。明治6(1873)年、兵庫県令神田孝平は兵庫・神戸両市街地において、許可があればどこでも娼妓営業ができる散娼制に切り替えた。しかし、明治10(1877)年頃に再度集娼制へ移行した。人見佐知子「神戸・福原遊廓の成立と〈近代公娼制度〉」日本史研究544、2007、28-56頁。
- 4) 佐賀朝「シリーズ遊廓社会2 近世から近代へ 序文」(佐賀朝・吉田伸之編『シリーズ遊廓社会2 近世から近代へ』吉川弘文館、2014、1-26頁。佐賀によれば、明治14(1881)年に確認できる全国の「遊里」は586カ所であり、そのうちの約4割が明治維新後に成立したものである。
- 5) 今西一『遊女の社会史—島原・吉原の歴史から植民地『公娼』制まで—』有志舎、2007、192頁。
- 6) 例えば、前屋敷史子「新聞記事にみる盛り場の歴史的変容—第2次世界大戦後の鹿児島市天文館地区を事例に—」歴史地理学185、1997、25-33頁など。
- 7) 中藤淳「近世盛岡城下外の新津志田町における遊廓の変遷過程」歴史地理学148、1990、23-39頁。
- 8) 前島裕美「近現代における地方小都市の盛り場の復原—水郷潮来の変遷を事例として—」歴史地理学205、2001、18-31頁。
- 9) 加藤晴美「松岸地区における遊廓の成立と展開」歴史地理学調査報告11、2004、67-83頁、加藤晴美「大崎下島御手洗における花街の景観と生活」歴史地理学調査報告13、2009、101-111頁。
- 10) ①加藤政洋『花街—異空間の都市史—』朝日新聞社、2005、②加藤政洋『神戸の花街・盛り場考—モダン都市のにぎわい—』神戸新聞総合出版センター、2009。
- 11) 加藤政洋『敗戦と赤線—国策売春の時代—』光文社、2009、加藤政洋『那覇—戦後の都市復興と歓楽街—』フォレスト、2011、加藤政洋「戦後沖縄における基地周辺の「歓楽街」—《泉町》と《辻新町》の成立をめぐる—」立命館大学人文科学研究紀要101、2013、1-26頁。
- 12) 吉田容子「米軍施設と周辺歓楽街をめぐる地域社会の対応—「奈良PRセンター」の場合—」地理科学65-4、2010、245-265頁。
- 13) 神田孝治「日本統治期の台湾における遊興空間の形成過程に関する研究」旅の文化研究所研究報告12、2003、87-99頁。
- 14) ①塚田孝『身分制社会と市民社会—近世日本の社会と法—』柏書房、1992、②塚田孝『近世大坂の都市社会』吉川弘文館、2006など。
- 15) 吉田伸之「遊廓社会」(塚田孝編『身分的周縁と近世社会4—都市の周縁に生きる』吉川弘文館、2006、13-52頁など。
- 16) 佐賀朝『近代大阪の都市社会構造』日本経済評論社、2007。
- 17) 佐賀朝「問題提起—近世～近代「遊廓社会」研究の課題—」(都市史研究会編『年報都市史研究17 遊廓社会』山川出版社、2010、2-9頁。
- 18) 前掲17) 3頁。

- 19) 米沢市編『米沢市史近代編 第4巻』米沢市, 1981, 187-189頁。
- 20) 前掲19) 97頁。
- 21) 「出羽国置賜郡・村山郡諸家文書」とは置賜・村山地方における20家以上の文書群を総称したものである。このうち稲田惣七家に関する史料は約70点が確認されており, 便宜上本稿ではこれらを「稲田惣七文書」と呼ぶ。なお, 本史料はすでに原島陽一「明治十年代における米沢の貸座敷営業史料」史料館研究紀要9, 1989, 161-173頁によってその概要が紹介されている。本稿では未紹介の史料も扱い, 米沢における遊興空間の形成と関連させつつ検討する。
- 22) 米沢市立図書館所蔵「米沢新聞」, 明治15年3月5日。以下, 「米沢新聞」はすべて米沢市立図書館所蔵のものを用いた。
- 23) 「山形新聞」, 明治12年1月10日。米沢市史編さん委員会編・発行『新聞・雑誌資料集成—明治の米沢—米沢市史編集資料22』, 1988所収。
- 24) 「米沢新聞」, 明治13年9月6日。
- 25) 「米沢新聞」, 明治13年12月11日。
- 26) 「置賜新聞」, 明治15年5月21日。前掲23) 所収。
- 27) 「米沢新聞」, 明治13年5月6日。
- 28) 「米沢新聞」, 明治13年5月6日。
- 29) 「米沢新聞」, 明治13年9月6日。
- 30) 37X4-270「移転之儀二付上申」。なお, 以後は特に断りのない場合, 史料はすべて稲田惣七文書による。付記した番号は国文学研究資料館における請求番号である。
- 31) 前掲10) ①。
- 32) 桐町協和会編『桐町史』桐町協和会, 1942, 86頁。
- 33) 洋画家高橋由一は山形県令三島通庸の命を受け, 明治14(1881)年より山形県内で実施された土木事業や市街地の様子を写生し石版画とした。「南置賜郡米沢市街ノ図」もこの一つである。
- 34) 前掲32) 86頁。
- 35) 前掲32) 85-86頁。
- 36) 「米沢新聞」, 明治13年3月21日。
- 37) 「米沢新聞」, 明治13年4月9日。
- 38) 「出羽新聞」, 明治18年2月8日。前掲23) 所収。
- 39) 前掲19) 98頁。
- 40) 高島兵衛『米沢案内』よねぎは社, 1924。
- 41) 米沢市市史編さん委員会編『弘化三年大町・川井小路民数帳』米沢市教育委員会, 1980。
- 42) 37X4-262「営業譲渡譲受之儀二付御届」。
- 43) 37X4-202「貸座敷仲間申合書」。
- 44) 「米沢新聞」, 明治13年3月31日。
- 45) 37X4-222「告訴書」。
- 46) 前掲21) 169頁。
- 47) 37X4-207「牛売上帳」。
- 48) 37X-214「入金控」。
- 49) 「大町御連中様」などと記され具体的な人数は記入していない例もあるため, 実際の客数はこれよりも多いと推測される。また, 料金の一部を後日支払っているケースも散見されるため, 当日の稼ぎと入金額は必ずしも一致しない。
- 50) 37X-209「遊客人名簿」。
- 51) 横田冬彦「長崎丸山遊郭の『遊女屋宿泊人帳』覚書」女性歴史文化研究所紀要20, 2012, 65-92頁。
- 52) 37X4-213「貸座敷並芸娼妓稼業控」。
- 53) 37X4-215「寄留換並休業人控」。
- 54) 37X4-211「娼妓営業願」。
- 55) 37X4-212「娼妓送籍証控」。
- 56) 前掲54)。
- 57) 「出羽新聞」, 明治18年2月8日。前掲23) 所収。
- 58) 宇佐美ミサ子『宿場と飯盛女』同成社, 2000。宇佐美によれば, 江戸期や明治初期における中山道の飯盛女や娼妓の多くは越後国出身であったという。また, 奥州街道における娼妓も, 越後出身者の割合が高かったと指摘している。
- 59) 神田由築「近世・近代移行期における甲府の遊所」(都市史研究会編『年報都市史研究17 遊廓社会』山川出版社), 2010, 10-23頁によれば, 明治前期には東京に居住していた芸娼妓が東北地方や関東甲信越地方に向けて出稼ぎを行う事例が多かったという。
- 60) 前掲54)。

- 61) 前掲55)。
- 62) 37X4-264「稲田氏内娼妓手紙」。37X4-264は借用証書や娼妓宛の書簡等を一括してまとめたものである。
- 63) 前掲55)。マスの養母タカの本籍地である古町通五番町は、新潟における貸座敷の免許地の一つであった。マスが養女の名目で芸妓もしくは娼妓としての奉公に出されていた可能性がある。
- 64) 前掲62)。明治15年12月22日、西川松蔵・マス宛。
- 65) 37X4-265「委任状」。
- 66) 前掲62)。宛名・日付は欠損のため不明。
- 67) 前掲62)。明治14年11月1日、「金借用之証」。
- 68) 前掲54)。
- 69) 米沢市史編さん委員会編『弘化三年六月鍛冶町民数帳』米沢市教育委員会、1981。「組頭 金子庄兵衛 呉服太物商」との記載が確認できる。
- 70) 前掲42)。
- 71) 37X4-203「為取換契約書書式」。
- 72) 前掲62)。「玉高調」。
- 73) 前掲55)。
- 74) 前掲62)。明治16年3月1日、西川庄吉・親類より東楼宛。
- 75) 前掲62)。明治16年8月31日、西川庄吉よりきく井宛。
- 76) 前掲45)。
- 77) 前掲62)。明治18年6月10日。
- 78) 前掲62)。明治18年8月13日、「しんせいろかね吉」より「四人様」宛。
- 79) 曾根ひろみ『娼婦と近世社会』吉川弘文館、2003。
- 80) 前掲62)。明治16年3月6日、太田トラより稲田惣七宛。
- 81) 加藤晴美「軍港都市横須賀における遊興地の形成と地元有力者の動向」歴史地理学野外研究14、2010、31-54頁。
- 82) 前掲3)。
- 83) 前掲14) ①132-133頁。

The Management of *Kashizashiki* and the Selling of Prostitutes in Yonezawa in the Early Meiji Period

KATO Harumi

This paper clarifies the formation of the red-light district and the existence of a brothel called '*Kashizashiki*' in Yonezawa city, Yamagata Prefecture in the early Meiji era. Modern Japan has a system of state-regulated prostitution and allows prostitution in officially recognized brothels called *Kashizashiki*. Yonezawa was developed as a castle town of the Yonezawa feudal clan, and is a local city that formed its red-light district based on the system of modern state-regulated prostitution.

In the Edo period, no red-light district was officially licensed in this region. *Kashizashiki* was recognized officially for the first time in 1873, and Fukuda red light district was built in 1886. It is assumed that there were approximately 25 *Kashizashikis* in Yonezawa around 1877.

Before the establishment of Fukuda red light district, most of these *Kashizashiki* were scattered in the old merchant town in the city area. This form was different from the red-light district that isolated *Kashizashikis* in a penumbra of the city.

Kashizashiki had been thought of as a big, new business opportunity generated by modernization. Most managers of *Kashizashiki* were newcomers from other industries, such as the warrior classes. Since government control of the red-light district was weak, *Kashizashiki* appeared everywhere in the city.

One *Kashizashiki*, Azuma-ro in Kawaikouji, was run by Soshichi Inada. Most customers of Azuma-ro were merchants, craftsmen, and lower warrior classes of Yonezawa. Many employees who worked as prostitutes in Azuma-ro were born in Niigata. And many of them also worked in other cities such as Yamagata. Brokers procured, acted as guarantors and facilitated the movement of prostitutes to Niigata and Yonezawa, as well as investing in *Kashizashiki*. The management of Azuma-ro is thought to be enabled by the support of people having knowledge and a network of the prostitution business.

Key words: Yonezawa, red-light district, *Kashizashiki*, frequenter, prostitute